

「Lotus」運営規約

第1条（会の目的）

「Lotus」は発達障害者や発達障害に関わる当事者の交流と総合的な学びの場を提供する施設「ロートスの実」の設立準備・運営を目的とした会である。

第2条（名称）

この会の名称を「Lotus」（ロートス）とする。

第3条（事務局所在地）

この会の事務局を以下に置く。

〒132-0015 東京都江戸川区西瑞江3-22-15 市橋コーポ301
（事務局長 木村 仁）

第4条（会員）

発達障害者（疑いを含む）及び家族並び支援者を会員とする。ただし、発達障害がなくても障害に関心がある者は賛助会員として参加できるものとする。

第5条（役員）

この会に以下の役員を置く。

代表 1名
副代表 1名
事務局長 1名

第6条（役員任期）

役員任期は2020年3月31日までとする。

第7条（代表）

代表は団体を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第8条（運営）

団体の運営は必要に応じて随時開催される役員会によるものとする。なお、運営に関する問題全般において会員は役員会に対して審議を要求することができるものとする。

第9条（規約改正）

この規約は、役員会の決定により改正することができる。

附則

会の役員は次の会員とする。

代表 木村 靖子
副代表 寺島 美帆
事務局長 木村 仁

この規約は2018年7月16日から適用する。